

のれんの会計処理を巡る国内外の動向

公認会計士 菊川 真

プライムジャパン株式会社 代表取締役社長

2015.10.02.

はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2015年6月30日、エンドースメント手続の一環として、修正会計基準第1号「のれんの会計処理」を公表した。またそれに先立つ2015年5月には、リサーチ・ペーパー第1号「のれんの償却に関するリサーチ」を公表し、国際的な動向を踏まえた、のれんの償却に関するリサーチ結果を明らかにしている。

一方、IASBは、2015年6月、IFRS第3号「企業結合」に関する適用後レビュー^{※1}を完了し、その結果を公表している。さらに米国においては、非公開企業に対してのれんの償却が認められるなど、近年、のれんの会計処理を巡っては、国内外において様々な議論や制度の見直しが行われている。

本稿では、このような動きを踏まえ、のれんに関する最近の議論の動向について解説する。なお、文中の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることを申し添えておく。

※1 適用後レビューは、新基準の制定や重要な改正が行われてから通常2年後を目途に開始される、IASB必須のデュープロセスであり、2007年に導入された。適用後レビューでは、新しい会計基準が期待したとおりに機能しているか等について、利害関係者による検討が行われ、必要に応じて追加的な措置の対象となる。

図表1. のれんの会計処理に関する最近の動向

1	2001年	米国	SFAS第141号「企業結合」およびSFAS第142号「のれん及びその他の無形資産」：のれんの償却禁止へ
2	2004年	IFRS	IFRS第3号「企業結合」：のれんについて償却（20年以内）から非償却へ変更
3	2013年7月	IFRS	IFRS第3号「企業結合」に関する適用後レビュー開始（IASB）
4	2014年1月	米国	Topic 350「無形資産-のれん及びその他」改正：非公開企業について、のれんの償却容認へ（FASB）
5	2014年7月	日本ほか	ディスカッションペーパー「のれんはなお償却しなくてよいのか」公表（ASBJ・FERAG等共同）
6	2015年5月	日本	リサーチ・ペーパー第1号「のれんの償却に関するリサーチ」を公表（ASBJ）
7	2015年6月	IFRS	IFRS第3号「企業結合」に関する適用後レビューに関する報告書の公表（IASB）
8	2015年6月	日本	修正会計基準第1号「のれんの会計処理」公表（ASBJ）

1. のれんの会計処理

日本基準上、企業結合等で取得したのれんは、20年以内の一定期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却することになっているが、IFRSでは、のれんの償却は禁止されている。

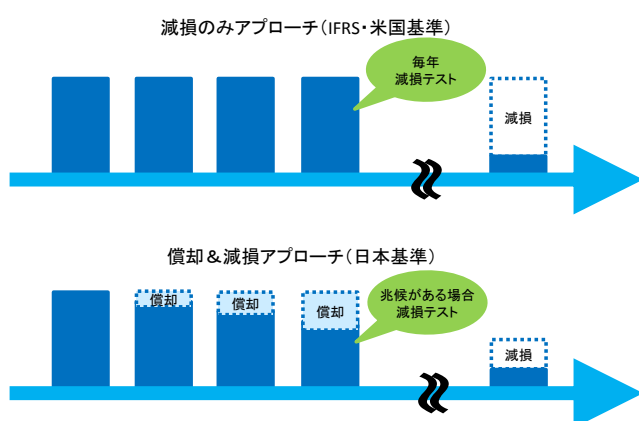
また減損テストについて、日本基準では、減損の兆候がある場合に実施することとされているが、IFRSでは、毎年、または兆候がある場合はいつでも、減損テストを実施しなければならない。

図表2. のれんの会計処理の比較

項目	日本基準	IFRS	米国基準
のれんの償却	償却 ^{※2}	非償却 ^{※3}	非償却 ^{※4}
減損テスト	兆候がある場合実施 ^{※2}	毎年実施 ^{※3}	毎年実施 ^{※4}
会計処理	償却&減損アプローチ	減損のみアプローチ	減損のみアプローチ

- ※2 20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する（企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第32項）。また減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を行う（固定資産の減損に係る会計基準二1項、同適用指針11項）
- ※3 取得企業はのれんを取得日時点で認識し、減損損失累計額を控除した金額で測定する（IFRS第3号「企業結合」B63(a)）。また、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年（および減損の兆候がある場合はいつでも）減損テストを実施しなければならない（IAS第36号「資産の減損」10項・90項、IAS第38号「無形資産」108項）
- ※4 米国基準とIFRS第3号「企業結合」とは、概ねコンバージェンスされている。ただし米国基準では、2014年1月、非公開企業について、のれんの償却（10年以内）を選択適用できる改正が行われている（会計基準変更書（ASU）No. 2014-02「無形資産—のれん及びその他：のれんの会計処理」）。

図表 3. のれんの会計処理（イメージ）



2. のれんの会計処理を巡る議論

(1) 米国基準およびIFRS

もともと米国基準およびIFRSでは、企業結合により取得したのれんについて、規則的に償却することとされていた。しかし、その後、FASBは、2001年に基準を改正し、持分プーリング法を廃止するとともに、のれんの償却が減損テストに置き換えられた。米国基準の改正を受けて、IFRS 適用企業が米国基準適用企業よりも不利になると考えられたことから、

同様の改正を求める要望が IFRS でも強くなった。そこで IASB は、米国基準とのコンバージェンスを図るため、2004 年に基準の改正を行い、IFRS 第 3 号を公表した。IFRS 第 3 号では、米国基準と同様に、のれんの償却を禁止するとともに、毎年の減損テストを求める、いわゆる「減損のみアプローチ」が採用された。

図表 4. 米国基準およびIFRSの考え方

減損のみアプローチとする主な理由
① のれんの減価パターン・耐用年数は、一般に予測不能である。
② 企業結合後の自己創設のれんが認識されない状況において、企業結合により取得したのれんの費消を表す償却費の有用性には疑問がある。
③ 厳格で実用的な減損テストを開発できれば、償却しなくとも、財務諸表利用者により有用な情報を提供できる。

(2) 日本基準

日本基準において、のれんの償却を行うべきとしている主たる理由は以下のとおりである。

図表 5. 日本基準の考え方

償却すべきとする主な理由
① のれんは投資原価の一部であり、その後の利益は、原価を超えて回収された超過額であると考えられ、費用と収益を対応させる観点から償却を行うことが必要。
② のれんの構成要素の一部が超過収益力を示すすると、競争の進展によって通常はその価値が減少するものであり、償却を行わないとその減価を無視することになる。
③ のれんの減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、規則的な償却により、毎期の減価を認識する方法が合理的である。
④ 通常、十分な分析を行った上で買収の意思決定をするため、耐用年数の見積りは可能である。また、見積りの難しさはのれんに限定されない。
⑤ 費用配分を行う償却と回収可能価額を算定する減損テストでは、目的が異なっているため、減損テストによって償却を補うことはできない。

参考：修正会計基準第1号「のれんの会計処理」

(3) 「のれんはなお償却しなくてよいのか」 (ASBJ・FERAG共同プロジェクト)

のれんの会計処理を巡っては、世界的にも様々な議論がなされており、多くの調査およびレビューが実施されている。

例えば、ASBJは、欧州財務報告諮問グループ (FERAG) 等と共同で、ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいのか」⁽¹⁾ (以下、「ディスカッション・ペーパー」という) を2014年7月に公表している。

ディスカッション・ペーパーでは、関係者へのアンケート調査結果を明らかにし (参考: (1) ~ (3) 参照)、のれんの償却を再導入することが適切であるとの見解を示している。

- (1) 減損のみのアプローチによる情報の有用性に多くの関係者が疑問視している
- (2) 作成者・監査人は現行の減損テストのコストと主観性等に懸念を有している
- (3) 減損のみのアプローチは損失計上が遅くなりすぎることが多く、金融危機の一因となった可能性がある

(4) 「のれんの償却に関するリサーチ」 (ASBJ)

2015年5月、ASBJは、リサーチ・ペーパー第1号「のれんの償却に関するリサーチ」⁽²⁾ (以下、「リサーチ・ペーパー」という) を公表した。リサーチ・ペーパーは、ディスカッション・ペーパー※5を踏まえて、のれんの償却期間に関する実態調査やのれんの償却に関するリサーチ結果をとりまとめたものである。リサーチ結果および示されている考察の概要は以下のとおりである。

- (1) 日本基準におけるのれんの償却期間を、開示情報に基づいて調査した結果 (247社) 、135社が具体的な年数 (最多は5年の74社) を記載していた。また86社が一定の範囲 (最多は20年以

内の55社) を記載していた。

- (2) 開示情報の調査およびアンケート結果を踏まえると、5年を適切な償却期間としていることが多かったが、大規模な企業結合においては、より長い年数 (最長20年) を適切であるとする事例が多かった。
- (3) 償却期間の見積りに当たって考慮した主な要因は、①「被取得企業からのより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間」、②「取得企業と被取得企業の間でのシナジー効果が見込まれる期間」、③「投資の予想回収期間」であった。

※5 なお、ディスカッション・ペーパーに寄せられたコメントのフィードバック ⁽³⁾ が、2015年2月に公表されている。その中で、コメント提供者の2/3程度が、ディスカッション・ペーパーの見解に同意していることが示されている。また、多くの関係者が、のれんの償却に当たっては、その償却期間の決定がカギと考えている旨が示されている。

(5) IFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー (IASB)

2015年6月、IASBは「IFRS第3号『企業結合』の適用後レビュー」を公表した。適用後レビューでは、現行基準を実務に適用する上での論点を洗い出し、広くコメントを募集するとともに、今後の対応方針が示されている。

中でも、のれんの会計処理、すなわち「減損のみアプローチ (非償却)」と「償却&減損アプローチ」については、最重要論点として扱われ、今後リサーチを実施する予定であることが示されている。

図表 6. IFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー

論点	コメント	今後の対応
のれんの会計処理 (減損のみアプローチと償却&減損アプローチ)	現行の(非償却)減損のみアプローチに対しては様々な見解が寄せられている。 【減損のみアプローチを支持する主な意見】 a. 買収価格と関連付けたリターンの算定に有益 b. 経営責任の評価に役立つ c. 買収が期待通り機能しているかの評価に役立つ 【償却&減損アプローチを支持する主な意見】 a. のれんは時の経過とともに自己創設のれんによって置き換えられていく b. 耐用年数は他の無形資産と同様に見積可能 c. 償却により損益の変動幅を緩和させることが可能	IASBは今後リサーチを行う予定。 【主な検討事項】 ① 現行の減損のみアプローチにより提供されている情報を損なうことなく、いかにしてのれんの会計処理に伴うコストを削減し、または改善することができるか。 ② 減損のみアプローチにより提供されている情報を損なうことなく、償却&減損アプローチを開発することが可能か否か。

(6) 米国の動向

米国においても、多くの関係者から、「減損のみアプローチ」に対するコスト・ベネフィットに関する懸念が示されていたことを踏まえ、2014年1月、FASBは、Topic 350「無形資産 - のれん及びその他」を改正し、非公開企業に対する、のれんの償却（原則10年の定額法）を容認する措置を導入した。

また、公開企業についても同様の懸念が示されていることを受けて、のれんの会計処理をアジェンダに追加し、一定年数での償却や減損テストの簡素化などの代替的会計処理について、継続的な調査・審議が行われている。

3. 考察

このように、のれんの会計処理を巡っては、日本の

みならず、欧州・米国を含めて、様々な議論・レビューが行われており、大きな論点の一つであるとする共通認識があることは間違いない。

IFRSおよび米国においては、のれんの減価パターンは予測不能であり、またすべてののれんの価値が一律に減少するわけではないとの認識のもと、非償却とした上で、毎期の減損テストによって、より忠実にのれんの経済的価値を財務諸表に反映することを志向している。これに対して、日本基準は、のれんは買収におけるコストであるという認識のもと、毎期の収益と対応させて償却し、減損は兆候があった場合に判定するというのが基本的な立場である。このような考え方の背景の一つには、規則的償却により、買収先の業績悪化等を原因とした突然の巨額損失の計上を回避するという、いわば保守的会計思考が根底にあると言えよう。

のれんを投資原価の一部と見るか否かについては、議論の余地があるものの、少なくとも競争の過程で、のれんを費消しつつ、買収後の収益を獲得していくことは間違いない。したがって、買収等により獲得した経済的資源の消費を反映し、収益との適切な期間対応を図るという日本基準の考え方は、一定の合理性がある。また、時の経過とともに、当初ののれんは自己創設のれんによって置き換えられていくが、自己創設のれん^{*6}は会計上認識しない以上、自ずと何らかの減価を認識する必要がある。

減損のみアプローチは、企業買収における投資とリターンの適正な評価に役立ち、また適時・適切な減損テストおよび開示を行うことにより、利害関係者に対して有用な財務情報を提供し得ることは確かである。一方で、実務上、その適切な運用には相応のコストと複雑な判断を伴い、過去の事例にも見られるように、特に変化の激しい現代の経営環境においては、一般的に減損損失の計上が遅れる傾向にあるのも、また事実である。

この点に関しては、IASB 議長のハンス・フーガーホ

ースト議長は、2014年9月の日経新聞のインタビューの中で、のれんの会計処理について将来的な見直しを示唆している^{※7}。

このように、のれんの会計処理については、減損テストのあり方を含め、様々な利害関係者の意見・見解を反映しつつ、より望ましいあり方を模索する議論が活発化しており、今後、IASBおよびFASBにおける審議の動向が注目される。

※6 自己創設のれんについては、IAS第38号「無形資産」において、資産として認識することが禁止されている。すなわち、場合によっては、支出が将来の経済的便益を生む出すために発生することもあるが、それは認識基準を満たすような無形資産の創出にはつながらず、信頼性をもって原価を測定できるような、識別可能な資産ではないからであるとされている。

※7 のれんの減損処理のタイミングが遅すぎるとの認識を示しつつ、改善策として、より早く減損を認識するのか、規則的償却がよいのかについて、慎重に検討していくと述べている。

【以下参考サイト】

- (1) 「のれんはなお償却しなくてよいのか」：
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/discussion/discussion_20140722.shtml
- (2) 「のれんの償却に関するリサーチ」：
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/discussion/discussion_research/20150519.shtml
- (3) ディスカッション・ペーパーに寄せられたコメントのフィードバック：
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/discussion/feedbackstatement_20140722.shtml

プライムジャパン株式会社

〒103-0023
東京都中央区日本橋本町 2-4-5 扶桑日本橋ビル6階
03-3231-0414
<http://www.primejapan.co.jp/>

本資料は一般的あるいは概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本資料に含まれる情報は正確性、完全性または目的適合性を保証するものではありません。本資料に含まれる情報に基づき何らかの行動を起こされたり、起こされなかったりしたことにより発生した結果について、プライムジャパン株式会社および役職員はいかなる責任、義務も負いません。

© 2015 Prime Japan Co., Ltd. All rights reserved.